

これまでの経緯と桐生市総合戦略推進委員会の役割について

1 桐生市新生総合計画後期基本計画への位置付け

人口の自然減少と社会減少の同時進行を背景として、桐生市は県内 12 市の中でも減少率が際立っている。また、当市の人口減少の特徴でもある「恒常的な若年層の市外流出」が大きな課題となっており、若年世代すなわち「子育て世代」にスポットを当てた対策が必要不可欠となっている。

当市ではいち早くこの問題に対応すべく「桐生市新生総合計画後期基本計画」において、人口減少対策を“最重要課題”と位置付け、子育て世代を主なターゲットとして、様々な分野にわたって、平成 26 年度から本格的に人口減少対策に取り組んでいる。

2 推進体制の整備等**(1) 桐生市人口減少対策検討委員会の設置（平成 24 年 5 月）**

桐生市にける人口減少問題への対応策を協議するため、庁内横断組織である標記委員会を組織し、年度末に人口減少対策に関する施策等を取りまとめた「人口減少対策に関する提言書」を作成し市長へ提出した。

(2) 人口対策室の設置（平成 25 年 4 月）

人口対策室を企画課内に新たに設置し、人口対策室を中心に、全庁体制で「人口減少対策に関する提言書」を基礎資料とした具体的施策の検討及び実施に向けた準備を進め、平成 26 年度に実施する人口減少対策事業を決定した。

(3) (仮称) 桐生市「人口ビジョン」・「まち・ひと・しごと創生総合戦略」策定方針の決定（平成 27 年 7 月）

当市が安定した人口構造を保持し、若い世代を中心に将来にわたって市民が安心して働き、希望に応じた結婚・出産・子育てができる活力ある地域社会の構築を目指して、桐生版「人口ビジョン」及び「総合戦略」について、策定する内容、策定に係る基本的な考え方、策定体制などの方針を市行政の執行に関する最高協議機関である庁議において決定した。

(4) 桐生市総合戦略策定準備委員会の設置（平成 27 年 7 月）

庁内の関係課長等で構成し、各部局の連携による全庁的な推進を図りながら、桐生版「人口ビジョン」及び「総合戦略」の原案を作成する。

(5) 桐生市総合戦略推進委員会の設置（平成 27 年 7 月）

国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン及び総合戦略」を踏まえ、群馬県と連携しつつ、市民をはじめ、産業界、行政機関、教育機関、金融機関、労働団体、メディア等の外部有識者で構成された本委員会で、今年度中に桐生版「人口ビジョン」及び「総合戦略」の最終案を作成する。

次年度以降は、同戦略に基づき、施策（事業）の効果検証や、必要に応じて総合戦略の見直し等についての審議を行うなど、総合的かつ計画的に戦略を推進していく。

まち・ひと・しごと創生関連の取組の経緯について

1 『まち・ひと・しごと創生本部』

(H26. 9. 3 設置閣議決定 → H26. 11. 25 廃止閣議決定 → H26. 12. 2～まち・ひと・しごと創生法の施行に伴い、同法に基づく法定本部となる)

人口急減、超高齢化という我が国が直面する大きな課題に対し政府一体となって取り組み、各地域がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会を創生することを目指して、まち・ひと・しごと創生本部が設置された。

◎ 3つの視点

- 若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現
- 東京一極集中の歯止め
- 地域の特性に即した地域課題の解決

2 『まち・ひと・しごと創生法』

(公布・施行：H26. 11. 28、創生本部・総合戦略に関する規定の施行日：H26. 12. 2)

<目 的>

- ◎急速な少子高齢化に的確に対応し、人口減少に歯止め
- ◎東京圏への人口の過度の集中を是正
- ◎各地域で住みよい環境を確保し、活力ある日本社会を維持

<実現のためには> (まち・ひと・しごと創生)

- ◎国民一人一人が夢や希望を持ち潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成
- ◎地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保及び地域における魅力ある多様な就業の機会の創出

⇒この法律に基づき、総合戦略を策定し、施策を総合的かつ計画的に実施

3 『まち・ひと・しごと創生長期ビジョン』及び『まち・ひと・しごと創生総合戦略』

(H26. 12. 27 閣議決定)

<国では>

『長期ビジョン』を策定

- ◎2060年に1億人程度の人口を確保、2050年代に実質GDP成長率1.5～2%程度を維持

『総合戦略』を策定

- ◎2015～2019年度の5か年の政策目標や施策の基本的方向、具体的な施策を提示

<地方では> (同法第10条で“地方版”総合戦略策定を規定)

- ◎地域の実情に応じた「人口ビジョン」及び「総合戦略」(2015～2019)を策定
- ◎政策目標や施策等を定め、推進し、重要業績評価指標〔KPI〕により効果を検証

4 『地域住民生活等緊急支援のための交付金』(地方創生関連補正予算：H27. 2. 3 可決・成立)

※「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」(H26. 12. 27 閣議決定)の取り組みの一環

<目 的>

- ◎経済の脆弱な部分にスピード感をもって対応することで経済の好循環を確かなものとする
とともに、地方にアベノミクスの成果を広く行き渡らせること

- ①「地域消費喚起・生活支援型」(生活者への支援や生活環境の整備が目的)
- ②「地方創生先行型」(まち・ひと・しごとの創生に向けた総合戦略の先駆け)